

(様式第 6－8 号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 2 年 9 月 30 日
関川村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事 業	2 号 事 業	3 号 事 業	4 号 事 業	地域（集落）	重点地 域との 重複の 有無		
		○		蔵田島、金俣、金丸、平内新	無	令和 2 年 度～令和 6 年度	関川環直 会